

掲載内容

……(続き)

第7章

葬儀をめぐるトラブル

第1 葬祭業者と遺族間のトラブル

- 冠婚葬祭互助会契約を解約したが、支払済金額は一切返還しないと言われた
- 遺体の搬送だけを葬儀社に依頼したい
- 生前葬儀契約はリスクの大きい契約と言われた
- 「葬儀一式料金」とは葬儀に必要な全ての費用を含むものではないと言われた

第2 遺族間のトラブル

- 内縁の夫の葬儀で喪主を務めたい
- 葬儀費用は共同相続人全員で負担すべきと言われた
- 受け取った香典を喪主が独り占めしてしまった
- 通夜を省略する「一日葬」をやめさせたい
- 亡き姉が身分不相応の大規模な葬式を友人に依頼していた

第8章

墓地をめぐるトラブル

第1 納骨

- 夫の遺骨を狭い墓(カロート)に納めたくない
- 「送骨サービス」を始めたい
- 檀家から、納骨時に必要な火葬許可証を紛失してしまったと言われた
- 生涯未婚者なので、実家の墓に入りたい
- ペットの遺骨を母と同じ墓に入りたい

第2 管理

- 寺の敷地内にある墓石が、近くにある木の根のせいで倒れてしまった
- 墓地使用者から「隣接の墓地区画から墓石等が崩れてきて困っている」と苦情が来た
- 法要を行わない檀家に対して墓の使用を禁止したい

- 寺に一時的に預けた骨壺をなかなか取りに来ない
- 夜中に何者かのいたずらで墓石が倒されたのだが、檀家から寺の管理責任を追及され修理費用まで請求された

- 骨壺の整理の際に誤って取り違えてしまい、どの檀家の骨壺が区別がつかなくなってしまった
- 天災で墓地の区画が不明確となり、隣接する檀家同士で争いになってしまった

- 檀家が自己の墓地区画内に寺院の宗派にそぐわないのぼりを設置したため、他の檀家から苦情がきてしまった
- 墓地使用規則を作成して、既存の墓地使用者にも適用したい

第3 改葬

- 様々なトラブルから離檀させた檀家の墓を撤去したいが、撤去に応じてもらえない
- 「墓じまい」をしたいという檀家が離壇料を支払ってくれない
- 長らく音信不通で朽ち果てていた檀家の墓を無断で撤去したところ、無断撤去は違法であると言われた

第4 その他

- 相続争いが発生した一部の相続人から遺骨の分骨や返還を請求され、また墓地管理費用を払うと申出があった
- 墓地販売時に、誤って二重に販売してしまった
- 墓地販売時の不備を理由に永代使用料、墓石費用の返還を求められた
- かつて離檀した檀家(異宗教)の遺骨の埋葬を拒みたい

索引

- ◆事項索引 ◆判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本

(B5判縮小)

第8章 墓地をめぐるトラブル

○墓地使用規則を作成して、既存の墓地使用者にも適用したい

事例

当寺では、墓地使用規則を設けていなかったのですが、金銭面のことや管理のことなどをしっかり取り決めなくてはならないかと考えております。そこで、新しい墓地使用規則を作成したいと考えております。



使用規則を従前の墓地使用者にも適用したいです



住職の希望

使用規則の内容は、これまで慣習で徴収してきた管理費用を文書化したり管理のルールや参拝のルールを定めることになりましたが、作成前から利用してきた墓地使用者に対して、規則の内容の効果が及ぶのが知りたいです。



専門家の回答

原則は、各使用者の同意が必要です

墓地の使用において、墓地使用者と寺院(宗教法人)は一定の契約関係があると考えられますので、その契約内容を定める墓地使用規則を作成しよ

第8章 墓地をめぐるトラブル

いった事項について定めるもので、上記契約の契約内容を定めるものです。従前のルールについては、書面で定めなくとも墓地使用者と寺院の間で共通される慣習などにより足りるケースも多かったのですが、時間の経過とルールが不明確になり、トラブルに発展することも懸念されます。そのような状況を回避し、将来にわたって円滑な墓地運営を行うという観点からは、墓地使用規則書面において定めておくことの意義は大きいと考えられます。

この際に、どのような事項を規則として定めておけばよいのかという問題です。厚生労働省から「墓地使用権型標準契約約款」というものが発表されており(平12生衛発1764)、これが参考になると思われます。

もちろん、このとおりの内容で規則を作成しなければならないというわけではありませんので、墓地のそれぞれの事情や慣習等に応じて適宜規定の追加や修正を行うことになります。具体的な規定の作成等については弁護士等の専門家のアドバイスを受けることをお勧めしますが、その前提としてどのようなルールや慣習があるかを確認・整理することが重要です。

○墓地使用規則(抜粋)

○墓地使用規則

- (目的)
- 第1条 本規則は、宗教法人○○が経営する墓地(以下「墓地」という。)の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。(墓地の使用)
- 第2条 使用者は、次に掲げる墓地の区画(以下「墓所」という。)を、契約成立後○年間〔第8条又は第9条の規定により契約が解除されない限り、継続して〕使用する権利を有する。
- 使用墓所: ○○○○
- 2 使用者は、経営者に届け出て、墓所内に使用者の埋葬及び改葬を

寺院と檀家などの間で生じる
さまざまなトラブルをこの1冊で解決!!

事例式 寺院・墓地トラブル解決の手引

【せいせん】 宗教法学会 理事長 大石 眞 (京都大学名誉教授)
【へんしゅう】 宗教法制研究会 代表世話人 善家 幸敏 (愛知学院大学名誉教授)

◆多種多様なトラブル事例が満載!

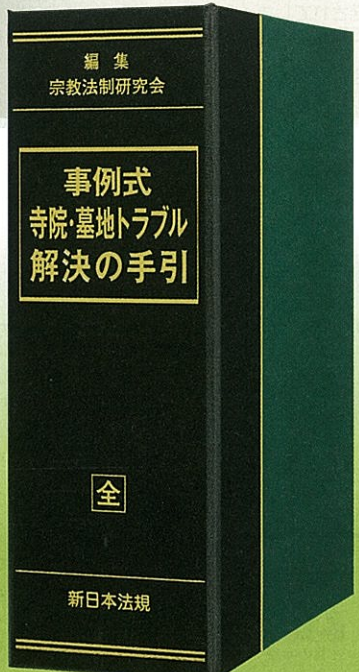
寺院の代表役員、檀家や宗派とのトラブルをはじめ、寺院活動、財産管理、葬儀・墓地をめぐるトラブルなど、さまざまなトラブル事例を掲載しています。

◆解決方法がわかる!

トラブルへの対応方法(落とし所)や関連する法律知識をわかりやすく解説し、さらに文例や寺院規則例も適宜掲載するなど、解決に導くための有用な情報が凝縮されています。

◆信頼できる確かな内容!

長年にわたり寺院からの相談に応じてきた宗教法制研究会の弁護士、大学教授等が執筆する確かな内容です。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,074頁
定価9,900円(本体9,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

☎0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
本誌編集部 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番5号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)643-⑤

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

編集者・執筆者一覧

編集代表 長谷川 正浩 (弁護士)
編集委員 石川 美明 (大東文化大学大学院 法務研究科教授)
大島 義則 (弁護士)
秋山 経生 (弁護士)
雨宮 真歩 (弁護士)
荒川 香遥 (弁護士)

執筆者 (五十音順)
秋山 経生 (弁護士)
雨宮 史尚 (弁護士)
雨宮 真歩 (弁護士)
荒川 香遥 (弁護士)
石川 美明 (大東文化大学大学院 法務研究科教授)
石川 弘規 (弁護士)
石崎 正志 (弁護士)
内芝 良輔 (弁護士)
円城 得寿 (僧侶・弁護士)

大島 義則 (弁護士)
笠原 慎一 (弁護士)
熊谷 士郎 (青山学院大学大学院 法務研究科教授)
佐藤 寛之 (弁護士)
篠木耕太郎 (弁護士)
猿木 康博 (愛媛大学法学部教授)
竹内 陽介 (立命館大学法学部准教授)
谷江 暁 (弁護士)
玉置 暁 (弁護士)
出口かおり (弁護士)
中森 泉 (弁護士)

早崎さやか (弁護士)
張谷俊一郎 (弁護士)
平田 厚 (明治大学法科大学院 教授・弁護士)
福田 泰親 (弁護士)
別城信太郎 (弁護士)
本間 久雄 (弁護士)
松尾 剛行 (弁護士)
松近 英彦 (税理士)
松原 正明 (早稲田大学大学院 法務研究科教授)
村 千鶴子 (東京経済大学現代法学部 教授・弁護士)

掲載内容

第1章 寺院の組織をめぐるトラブル

- 第1 代表役員
○後任住職をめぐる紛争が起きてしまった
○前任職死亡後に寺族が出ていってくれない
○離婚・離縁したら住職を辞めると言われてしまった
第2 責任役員
○責任役員に代表役員解任の決議をされてしまった
第3 檀家
○檀家が管理している通帳を返してくれない
○地元外に住む者を新総代に選任したいが、現総代に反発されてしまった
○総代会で寺有地の売却が一時的に決議されてしまった
○檀家総会に一方的に決議されそうだ
○寺の方針に異議を唱える檀家を離檀させたい
○護持会費の請求書も発行していない寺に護持会費は支払えないといわれた

- お布施が高額すぎるので安くしてほしいと要求され、領収証の発行も要求された
○生活が苦しいのでお墓の管理費を減額してほしいと言われた
○法要の様子やお布施の金額が檀徒の個人ブログ・SNSに投稿されたので削除を求めたい

第4章 宗派 寺院の活動をめぐるトラブル

- 第1 宗教的活動
○檀家から葬式なしで故人を葬りたいと言われた
○戒名をつけずに葬儀をしてほしいと言われた
○院号を付与したので、お布施の額を増額してほしい
○遺体が発見されていない者の葬儀を依頼された
○法事後の会食で檀家の秘密を漏らしたとして告訴された
第2 労務管理
○破門した弟子から賃金を請求されてしまった
○職員を採用しようと思うのが具体的ことがわからない

- 社会保険に加入するようと言われてしまった
○労働保険に加入するようと言われてしまった
○賃金・休限の決め方がわからない
○就業規則を作るべきがわからない
○能力や健康に不安がある高齢者を雇用してしまっている
○評判の悪い役僧に辞めてもらいたい
○当寺を退職した者にパワーハラスメントで訴えられてしまった
○前代表者の退職金を請求されてしまった
第3 個人情報・プライバシー・マイナンバー
○過去帳の開覧を拒みたい
○絵馬が勝手に撮影されSNSに載せられてしまった
○従業員にマイナンバーの提出をお願いしたが、断られてしまった
○婚活イベントの参加者から個人情報漏えいと言われた
○相談内容を法話にアレンジしたら、プライバシー侵害だと言われた
第4 その他
○霊園を開設したいが、責任役員から反対された
○檀家のサークル活動について、会員から会費の使途が不明瞭だと相談を受けた
○御詠歌の声がうるさいと苦情を受けた

- 檀家から、娘のお見合いが破談になったので、婚約成立についての謝礼金を返せと言われた
○住職の妻や息子は、もっと寺に関わるべきだと言われた
○寺の将来を考え何かイベントをするべきだと檀家から言われた
○寄附をしたくないのに檀家を辞めたいと言われた
○檀家に貸している家を勝手に増築された

第3章 寺院の財産管理をめぐるトラブル

- 第1 不動産
1 寺有地の売買・利用
○寺有地上にある町会館を撤去してもらいたい
○駐車場になっている寺有地を売り払って、本堂を再建したい
○寺有地にマンションを建築して賃貸し、収益を上げたい
○兼務寺の総代が無断で寺有地を売却してしまった
2 寺有地の借地問題
○離檀した元檀家に賃貸している寺有地を取り戻したい
○檀家に賃貸している寺有地上で、檀家が勝手にマンション経営や駐車場経営を始めてしまった
○檀家に貸している寺有地について、賃料増額や更新料の請求をした
3 相隣関係
○寺の土地に囲まれた袋地で計画されているマンション建築計画を止めたい
○参拝道上の鉄柱を撤去してもらいたい
○寺有地の隣にある家の塀が寺有地上にはみ出ている
第2 動産
○展示のため美術館に仏像を貸し出したが壊されてしまった
○寺の鐘の老朽化した紐が切れて参拝者がけがをしてしまった
○盗難された仏像の返還をしてもらいたい
○参拝者から預かった手荷物が盗まれてしまった
○寺で飼っている犬が、参拝者にかみついたけがをさせてしまった

- 第3 知的財産権
○無断で御朱印がネットオークションに出ているのを止めたい
○勝手に駅名に寺院名を使用されてしまった

第4章 寺院の離脱・合併・解散をめぐるトラブル

- 包括宗教団体から離脱後、名称の使用差止めを求められた
○本堂や境内を許可無く撮影され、動画サイトにアップされていた
○宗派の承認なしに離脱できる寺院規則に変更したい
○宗派の承認なしに転宗をしたい
○寺の檀徒が離脱前の本山にお参りしたいと言ってきた
○宗務総長選挙に落選したので宗派離脱の通知をした
○離脱したにもかかわらず、離脱後の寺院規則に記載されている目的が離脱前と全く同じになっている
○離脱前の宗派に戻りたい
○罷免された後の宗派離脱手続を知りたい
○教師資格のない息子を後任住職にするため、宗派を離脱し単立化したい
○特選住職を認めたくない
○土地を売却して本堂を建てたいが、本山が認められないので離脱したい
第5章 寺院の税務・経理をめぐるトラブル
○僧階昇叙納金を寺院から支出することはできないと税務署から言われた
○庫裡での居住について家賃を支払うよう税務署から言われた
○副住職の結婚費用を寺院で負担することはできないと税務署から言われた
○先代住職の三回忌法要の費用を寺院から支出することはできないと税務署から言われた
○住職の妻が仏教学を受講する費用を寺院から支出することはできないと税務署から言われた

- 副住職の英国留学費用を寺院から支出したい
○宗派を問わない葬儀の会場として本堂を貸すことが収益事業になると税務署から言われた
○石材業者から受け取る顧客紹介の謝礼金は収益事業による収入として課税されると税務署から言われた
○収益事業に使用していた土地の売却代金は課税対象になると税務署から言われた
○借地権の更新料や譲渡承諾料が収益事業の収入になると税務署から言われた

第6章 その他の寺院のトラブル

- 第1 近隣紛争
○早朝の鐘の音がうるさいと苦情がある
○自宅から墓地が見えて不愉快だと言われた
○檀家から、墓地から隣のマンションの洗濯物が見えて嫌味な気持ちが無効したと言われた
○檀家から、町内にパチンコ店が出店するので、率先して反対運動をしてくれと要請された
○町内に暴力団事務所ができ、その住民と思われる人から檀家になりたいと言われた
○落葉がひどく、境内地の銀杏を伐採してくれないと言われた
○保育所の開園を近隣住民から反対されている
○墓地購入者が反社会的勢力であると判断したので、使用契約を解除したい
○外国籍の者から墓地の購入申込みを受けた
第2 事故等
○法要参列者が境内地で転倒し負傷した
○スロープの手すりがないから、参拝ができないと言われた
○参拝者用の駐車場で事故が起きた
○法要の仕出し料理を食べた者が救急車で運ばれた
○墓石が倒れ、その隣の区画で墓参りをしていた檀家がけがをした
○法事の際に荷物が盗まれたと言われた
○地震に備えて避難訓練してほしいと言われた
○檀家同士の裁判の証人になってほしいと言われた
○墓地購入者は認知症なので、契約を取り消したいと言われた (続く).....

内容見本 (B5判縮小)

第1章 寺院の組織をめぐるトラブル

○檀家総会で一方的に決議されそうだ

事例 当寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されていますが、何を決議するかについては具体的に定められていません。檀家の一部は、檀家総会を開催し、当寺に対する要求を決議しようとの動きを見せています。



- ① 檀家総会の権限を知りたいです
② 檀家総会の決議に拘束されたくありません

住職の希望

- ① 寺院規則に檀家総会の招集については規定されていますが、権限については規定されていません。檀家総会の権限はどのようなものか知りたいです。
② 檀家総会があるとはいいども、寺の運営の最終決定は、私が持っている。檀家総会の決議に拘束されたくありません。

- ① 寺院規則の定め方によっては最高意思決定機関なることもあります
② 最終事務決定権は責任役員会にあるので拘束されることはありませんが、政治的な問題も生じ得ます

① 貴寺の寺院規則の定め方によっては、檀家総会が最高意思決定機関と

第1章 寺院の組織をめぐるトラブル

＜まずはこれをチェック！＞
檀家総会が従前のように開催されていたか → CHECK 1
寺院規則上の檀家総会の位置付けはどうか → CHECK 2

CHECK 1 檀家総会の従前の運営状況についての確認

貴寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されているが、何を決議するかについては具体的に定められていないとのこと。では、従前、檀家総会はどのように運営（開催頻度、招集者、決議内容、檀家総会の出席者等）されていたのでしょうか。檀家総会の従前の運営状況を把握しておくことで、あなたの運営方針とは異なる内容の決議がなされたときに対処しやすくなります。また、今後、檀家総会の権限を明確化するために寺院規則を変更する場合も、檀家総会の従前の運営状況は参考になります。

宗教法人法12条1項6号は、寺院規則に「議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項」を規定できるとしています。寺院規則において、財産処分・宗派離脱等の重要事項については檀家総会の同意が必要であるとする一方で、代表役員・責任役員の一存だけでは重要事項を決定できないことから、檀家総会は寺院の最高意思決定機関となり得ます。

CHECK 2 寺院規則の確認

宗教法人法には、檀家総会についての規定はありません。宗教法人法は、管理運営機関として代表役員及び責任役員制度を採用しています。代表役員と責任役員によって寺院が運営されていきますが、「規則に別段の定めがあるときは、規則に

第2章 寺院の活動をめぐるトラブル

○絵馬が勝手に撮影されSNSに載せられてしまった

事例 境内地内にある絵馬奉納所に奉納された一般参拝者の絵馬を、別の参拝者が勝手にカメラで撮影してツイッター（twitter）等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に掲載してしまいました。絵馬を奉納した参拝者から慰謝料をええとクレームがきています。



- ① 慰謝料の請求を拒絶したいです
② SNS上の写真を削除したいです

住職の希望

- ① 絵馬を奉納した参拝者が不快に思ったのは確かですが、当寺の責任ではなく、撮影・掲載した参拝者にクレームを言ってもらいたいです。
② 当寺に絵馬を奉納すると、写真を撮られてSNS上に掲載されるのではないかという参拝者の不安を軽減するため、写真を削除したいです。

- ① 慰謝料の請求を拒絶できません
② 貴寺自身が主体となって、写真の削除を求めるのは困難です

① 基本的には寺院の責任ではなく、参拝者と撮影者等との間の問題のよ

第2章 寺院の活動をめぐるトラブル

対応方法

(1) 話し合い・説得をする

絵馬奉納所に奉納された絵馬は不特定多数の者が見ることができるところ例ですが、横浜地判平5・8・4判タ831・244参照）、そのような絵馬奉納所に絵馬を撮るか否かや、奉納した絵馬に何を書くかは、参拝者の自由に任せられています。そして、このような絵馬奉納所に奉納された絵馬の写真が撮影され、SNS上に載せられても、一般にはこれは奉納した参拝者と撮影・掲載した者の間の問題である寺院は責任を負わず、寺院側が「写真撮影を許可」したとみられる事情がある場合は初めて責任を負うものと理解されます（権限がない者が第三者に許可を出したことが認められた事例として、やや特殊ですが、東京地判平12・11・21（平11（ワ）17154）参照）。そこで、参拝者と話し合った上で、不愉快に思われたことは十分理解できるもそれは撮影・掲載した者の責任であって、寺院の責任ではないこと、今後撮影・等をされたくなければ絵馬奉納所に奉納した絵馬を持ち帰ってもよいこと、状況によっては、プライバシー権、著作権等を根拠に参拝者が写真の削除を請求できるかもしれないこと等を説明し、理解を得るよう説得を試みてください。

(2) 通知書を出す

説得にもかかわらず聞き入れられない場合には、慰謝料の支払は認められない旨通知書等の文書を出します（下記「通知書」参照）。ここでは、次の事項等を説明寺院が責任を負わないことを理解してもらうよう努めるべきでしょう。

- ① 絵馬奉納所に奉納された絵馬が不特定多数の目に触れることを理解した上で参拝者は絵馬を奉納するかを自由に決められること
② 参拝者が撮影・掲載を拒み、感